

北秋田市告示第 123 号

北秋田市交通安全計画検討会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 24 日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市交通安全計画検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 北秋田市交通安全計画（以下「交通安全計画」という。）を策定するに当たり、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、北秋田市交通安全計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 交通安全計画に盛り込むべき事項
- (2) 交通安全計画を実現性のあるものにするための方策

(組織)

第 3 条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 北秋田地区交通安全協会の代表者又はその代表者が指名した者
- (2) 北秋田地区安全運転管理者協会の代表者又はその代表者が指名した者
- (3) 北秋田地区事業主交通安全推進協会の代表者又はその代表者が指名した者
- (4) 北秋田市交通安全母の会の代表者又はその代表者が指名した者
- (5) 北秋田市交通指導隊の代表者又はその代表者が指名した者
- (6) 北秋田警察署の署長が指名した職員
- (7) 北秋田市役所の市長が指名した職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会に委員長 1 人、副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、設置後最初に開催される検討会は、市長が招集する。

(解散)

第 6 条 検討会は、答申が終了したときに解散する。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、検討会の解散をもって、その効力を失う。